

各位

E N E O S 株式会社

「電気需給約款」改定のお知らせ（2023年10月1日実施）

- 2023年8月1日付の重要なお知らせ「「でんきサービス」における電気料金の改定について」にてご案内のとおり、2023年11月分から「でんきサービス」の料金改定を行うことに伴い、各「電気需給約款」の内容を改定いたします（各電気料金プランにおける改定前後の電気料金単価につきましては、[こちら](#)にも掲載しております）。なお、改定前後の各「電気需給約款」（全文）につきましては、[こちら](#)をご確認ください。

電気需給約款【myでんき版】（東北電力エリア） 【新旧対照表】

現 約 款	新 約 款
電気需給約款【myでんき版】（東北電力エリア）	電気需給約款【myでんき版】（東北電力エリア）
第1条（適用） (1)～(3) (略) (4) 本約款は、 2023年4月1日 より実施いたします。 (5) (略)	第1条（適用） (1)～(3) (略) (4) 本約款は、 2023年10月1日 より実施いたします。 (5) (略)
第3条（用語の定義） (1)～(10) (略) (11) 消費税等相当額 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。なお、本約款に定める料金単価、工事費負担等相当額、燃料費調整に係る調整単価及びその他手数料には、消費税等相当額を含みます。 (12)～(26) (略)	第3条（用語の定義） (1)～(10) (略) (11) 消費税等相当額 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。なお、本約款に定める料金単価、工事費負担等相当額、燃料費調整及び 離島ユニバーサルサービス調整 に係る調整単価並びにその他手数料には、消費税等相当額を含みます。 (12)～(26) (略) <u>(27) 燃料費等調整額</u> <u>燃料費調整額及び離島ユニバーサルサービス調整額を合計した金額といたします。</u>
第8条（my標準プランー従量電灯A（東北）） (1) 適用条件 電灯又は小型機器を使用する需要で、使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下である場合に適用いたします。 (2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数 供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。 (3) 契約電流	第8条（my標準プランー従量電灯A（東北）） (1) 適用条件 電灯又は小型機器を使用する需要で、使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下である場合に適用いたします。 (2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数 供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。 (3) 契約電流

現 約 款

契約電流は、5アンペアといたします。

(4) 電気料金

電気料金は、最低料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額(最低料金にかかる燃料費調整額は、最低料金適用電力量に第11条(1)②によって算定された燃料費調整単価を乗じてえた値といたします。)及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①最低料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

適用	最低料金(税込)
1契約につき最初の7キロワット時まで	280円92銭

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき、最低料金が適用される電力量をいいます。

適用	電力量料金単価(税込)
最低料金適用電力量を超える1キロワット時につき	19円01銭

第9条(my標準プラン(東北))

(1)～(5) (略)

(6) 電気料金

電気料金は、契約電流又は契約容量に応じて、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

① 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流又は契約容量	基本料金(税込)
10アンペア	368円23銭
15アンペア	552円35銭
20アンペア	736円46銭
30アンペア	1,104円69銭
40アンペア	1,472円92銭
50アンペア	1,841円15銭
60アンペア	2,209円38銭
1キロボルトアンペアにつき	368円23銭

② 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

新 約 款

契約電流は、5アンペアといたします。

(4) 電気料金

電気料金は、最低料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額(最低料金にかかる燃料費調整額及び離島ユニバーサルサービス調整額は、最低料金適用電力量に第11条(1)②によって算定された燃料費調整単価及び第11条(3)②によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を乗じてえた値といたします。)及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①最低料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

適用	最低料金(税込)
1契約につき最初の7キロワット時まで	359円58銭

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき、最低料金が適用される電力量をいいます。

適用	電力量料金単価(税込)
最低料金適用電力量を超える1キロワット時につき	29円70銭

第9条(my標準プラン(東北))

(1)～(5) (略)

(6) 電気料金

電気料金は、契約電流又は契約容量に応じて、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費等調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

① 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流又は契約容量	基本料金(税込)
10アンペア	369円60銭
15アンペア	554円40銭
20アンペア	739円20銭
30アンペア	1,108円80銭
40アンペア	1,478円40銭
50アンペア	1,848円00銭
60アンペア	2,217円60銭
1キロボルトアンペアにつき	369円60銭

② 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

現 約 款	新 約 款
-------	-------

従量区分	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円82銭
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	24円87銭
300キロワット時を超える1キロワット時につき	27円67銭

従量区分	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円56銭
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	35円75銭
300キロワット時を超える1キロワット時につき	38円55銭

第10条 (my動力プラン (東北))

- (1) ~ (4) (略)
(5) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

① 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力	基本料金 (税込)
1キロワットにつき	1,189円89銭

② 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、その1か月の料金算定期間終了日が夏季に属する場合には夏季料金を、それ以外の場合にはその他季料金を用いて算定いたします。

使用電力量	電力量料金単価 (税込)	
	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	16円42銭	14円97銭

第11条 (燃料費調整)

(1) 燃料費調整額の算定

燃料費調整額は、その1か月の使用電力量に、以下の方法により算定される燃料費調整単価を適用して算定いたします。

① 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

第10条 (my動力プラン (東北))

- (1) ~ (4) (略)
(5) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費等調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

① 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力	基本料金 (税込)
1キロワットにつき	1,190円89銭

② 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、その1か月の料金算定期間終了日が夏季に属する場合には夏季料金を、それ以外の場合にはその他季料金を用いて算定いたします。

使用電力量	電力量料金単価 (税込)	
	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	27円22銭	25円77銭

第11条 (燃料費等調整)

(1) 燃料費調整額の算定

燃料費調整額は、その1か月の使用電力量に、以下の方法により算定される燃料費調整単価を適用して算定いたします。

① 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

現 約 款

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格
 α、β、γ = 別表1に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格及び1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。また、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。なお、燃料価格Xは別表1に定めるものといたします。

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{(\text{平均燃料価格} - X \text{円}) \times (2) \text{の基準単価} \div 1,000}{1,000}$$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し次のとおり適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日又は計量日から 6月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日又は計量日から 7月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日又は計量日から 8月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日又は計量日から 9月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日又は計量日から 10月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日又は計量日から 11月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日又は計量日から 12月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の検針日又は計量日から 翌年の1月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の検針日又は計量日から 2月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の検針日又は計量日から 3月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日又は計量日から 4月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年12月1日から 翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌	翌年の4月の検針日又は計量日から 5月の検針日又は計量日の前日までの期間

新 約 款

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格
 α、β、γ = 別表1-1に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格及び1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。また、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。なお、燃料価格Xは別表1-1に定めるものといたします。

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{(\text{平均燃料価格} - X \text{円}) \times (2) \text{の基準単価} \div 1,000}{1,000}$$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し次のとおり適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日又は計量日から 6月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日又は計量日から 7月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日又は計量日から 8月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日又は計量日から 9月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日又は計量日から 10月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日又は計量日から 11月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日又は計量日から 12月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の検針日又は計量日から 翌年の1月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の検針日又は計量日から 2月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の検針日又は計量日から 3月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日又は計量日から 4月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年12月1日から 翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌	翌年の4月の検針日又は計量日から 5月の検針日又は計量日の前日までの期間

現 約 款

年の2月29日までの期間)

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、別表1に定めるものといたします。

新 約 款

年の2月29日までの期間)

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、別表1-1に定めるものといたします。

(3) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1か月の使用電力量に、以下の方法により算定される離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

① 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ = 別表1-2に定める係数

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格及び1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

② 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。また、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。なお、離島平均燃料価格Xは別表1-2に定めるものといたします。ただし、離島平均燃料価格は別表1-2の通り上限値を定め、上限値を超える離島平均燃料価格においては、上限値に置き換えるものといたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - X \text{円}) \times (2) \text{の離島基準単価} \div 1,000$$

③ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整適用期間に使用される電気に対し、次のとおり適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日又は計量日から 6月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日又は計量日から 7月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日又は計量日から 8月の検針日又は計量日の前日までの期間

現 約 款

新 約 款

毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日又は計量日から 9月の検針日又は計量日前日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日又は計量日から 10月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日又は計量日から 11月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日又は計量日から 12月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の検針日又は計量日から 翌年の1月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の検針日又は計量日から 2月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の検針日又は計量日から 3月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日又は計量日から 4月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年12月1日から 翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌 年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日又は計量日から 5月の検針日又は計量日の前日までの期間

(4) 離島基準単価
 離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、別表1-2に定
 めるものといたします。

附 則

附 則

第3条 (2023年4月30日までの特別措置)

2023年4月30日までの間、次のとおりといたします。

(1) 本約款において、「my標準プラン (東北)」及び「my標準プランー従量電灯A (東北) 又はm
y標準プラン (東北)」とあるのは、それぞれ「my標準プランー従量電灯B (東北) 及び従量電
灯C (東北)」及び「my標準プランー従量電灯」と読み替えるものとします。

(2) 第8条 (4) 柱書括弧書きは適用いたしません。

(3) 第13条 (5) は、次のとおりといたします。

(5) 日割計算

当社は、上記 (4) に定める事由が発生した場合は、次のとおり電気料金を算定いたします。

①基本料金又は最低料金 (以下、総称して「基本料金等」といいます。) は、以下の算式により
算定いたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則としてお客様の検針期間又は計量期間の
始期が属する月の日数といたします。

$$\text{基本料金等} = 1\text{か月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数})$$

第3条 削除

現 約 款

なお、上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の需給開始日、電気の供給の再点日、電気の供給の停止日及び本契約の終了日を含みます。

②電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量（ただし、需給契約を終了する場合、送配電会社から通知される接続供給電力量（送配電会社が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいい、以下同じ。））により算定するものとし、my標準プランー従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の第1段階料金適用電力量又は第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ア) my標準プランー従量電灯A（東北）の場合

$$\text{最低料金適用電力量} = 7 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

(イ) my標準プランー従量電灯B（東北）及び従量電灯C（東北）の場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 300 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数} - \text{第1段階料金適用電力量}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(4) 第14条(3)③なお書きは適用いたしません。

(5) 附則第2条（明細書等の発行手数料）は、次のとおりといたします。

第2条（明細書等の発行手数料）

当社は、次の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客様にお支払いいただきます。

発行手数料各1通につき [税込]	明 細 書	110円
	領 収 書	165円
	支 払 証 明 書	770円

別表1

燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係 数	α	0.1152
	β	0.2714
	γ	0.7386
燃料価格	X	31,000円
基準単価 (1キロワット時につき)	低圧	22銭1厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

新 約 款

別表1-1

燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係 数	α	0.0259
	β	0.2563
	γ	0.8915
燃料価格	X	83,500円
基準単価 (1キロワット時につき)	低圧	19銭7厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

現 約 款

新 約 款

別表 1-2

離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等

項目	値	
係 数	α	1.0000
	β	0.0000
	γ	0.0000
離島燃料価格	X	79,300
離島平均燃料価格の上限値	—	119,000
離島基準単価 (1キロワット時につき)	低圧	1厘

※上記離島基準単価は消費税等相当額を含みます。

電気需給約款【myでんき版】（東京電力エリア）
【新旧対照表】

現 約 款	新 約 款																								
<p style="text-align: center;">電気需給約款【myでんき版】（東京電力エリア）</p> <p>第1条（適用） (1)～(2) (略) (3) 本約款は、2023年4月1日より実施いたします。 (4) (略)</p> <p>第8条（my標準プランー従量電灯A（東京）） (1)～(3) (略) (4) 電気料金 電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ①基本料金 基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">契約電流</td> <td style="padding: 2px 10px;">基本料金（税込）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">5アンペア</td> <td style="padding: 2px 10px;">147円65銭</td> </tr> </table> <p>②電力量料金 電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 2px 10px;">従量区分（契約電流5アンペア）</th> <th style="padding: 2px 10px;">電力量料金単価（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td style="padding: 2px 10px;">19円97銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td style="padding: 2px 10px;">26円57銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">300キロワット時を超える1キロワット時につき</td> <td style="padding: 2px 10px;">30円66銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>第9条（my標準プラン（東京）） (1)～(5) (略) (6) 電気料金 電気料金は、契約電流又は契約容量に応じて、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)</p>	契約電流	基本料金（税込）	5アンペア	147円65銭	従量区分（契約電流5アンペア）	電力量料金単価（税込）	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19円97銭	120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	26円57銭	300キロワット時を超える1キロワット時につき	30円66銭	<p style="text-align: center;">電気需給約款【myでんき版】（東京電力エリア）</p> <p>第1条（適用） (1)～(2) (略) (3) 本約款は、2023年10月1日より実施いたします。 (4) (略)</p> <p>第8条（my標準プランー従量電灯A（東京）） (1)～(3) (略) (4) 電気料金 電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ①基本料金 基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">契約電流</td> <td style="padding: 2px 10px;">基本料金（税込）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">5アンペア</td> <td style="padding: 2px 10px;">147円62銭</td> </tr> </table> <p>②電力量料金 電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 2px 10px;">従量区分（契約電流5アンペア）</th> <th style="padding: 2px 10px;">電力量料金単価（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td style="padding: 2px 10px;">30円00銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td style="padding: 2px 10px;">36円60銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">300キロワット時を超える1キロワット時につき</td> <td style="padding: 2px 10px;">40円69銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>第9条（my標準プラン（東京）） (1)～(5) (略) (6) 電気料金 電気料金は、契約電流又は契約容量に応じて、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)</p>	契約電流	基本料金（税込）	5アンペア	147円62銭	従量区分（契約電流5アンペア）	電力量料金単価（税込）	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	30円00銭	120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	36円60銭	300キロワット時を超える1キロワット時につき	40円69銭
契約電流	基本料金（税込）																								
5アンペア	147円65銭																								
従量区分（契約電流5アンペア）	電力量料金単価（税込）																								
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19円97銭																								
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	26円57銭																								
300キロワット時を超える1キロワット時につき	30円66銭																								
契約電流	基本料金（税込）																								
5アンペア	147円62銭																								
従量区分（契約電流5アンペア）	電力量料金単価（税込）																								
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	30円00銭																								
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	36円60銭																								
300キロワット時を超える1キロワット時につき	40円69銭																								

現 約 款

によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流又は契約容量	基本料金 (税込)
10アンペア	295円29銭
15アンペア	442円94銭
20アンペア	590円58銭
30アンペア	860円13銭
40アンペア	1,123円96銭
50アンペア	1,404円95銭
60アンペア	1,668円78銭
1キロボルトアンペアにつき	278円13銭

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

従量区分 (契約電流10アンペア、15アンペア、20アンペア)	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19円97銭
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	26円57銭
300キロワット時を超える1キロワット時につき	30円66銭

従量区分 (契約電流30アンペア)	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19円29銭
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	25円69銭
300キロワット時を超える1キロワット時につき	29円66銭

従量区分 (契約電流40アンペア)	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円89銭
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	25円16銭
300キロワット時を超える1キロワット時につき	29円04銭

新 約 款

(1) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流又は契約容量	基本料金 (税込)
10アンペア	295円24銭
15アンペア	442円86銭
20アンペア	590円48銭
30アンペア	872円85銭
40アンペア	1,152円36銭
50アンペア	1,440円45銭
60アンペア	1,719円96銭
1キロボルトアンペアにつき	286円66銭

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

従量区分 (契約電流10アンペア、15アンペア、20アンペア)	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	30円00銭
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	36円60銭
300キロワット時を超える1キロワット時につき	40円69銭

従量区分 (契約電流30アンペア)	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円85銭
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	36円11銭
300キロワット時を超える1キロワット時につき	40円45銭

従量区分 (契約電流40アンペア)	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円85銭
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	35円93銭
300キロワット時を超える1キロワット時につき	40円18銭

現 約 款	新 約 款
-------	-------

従量区分 (契約電流50アンペア)	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>18円89銭</u>
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	<u>25円16銭</u>
300キロワット時を超える1キロワット時につき	<u>29円04銭</u>

従量区分 (契約電流60アンペア)	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>18円69銭</u>
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	<u>24円91銭</u>
300キロワット時を超える1キロワット時につき	<u>28円75銭</u>

従量区分 (契約容量による場合)	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>18円69銭</u>
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	<u>24円91銭</u>
300キロワット時を超える1キロワット時につき	<u>28円75銭</u>

従量区分 (契約電流50アンペア)	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>29円85銭</u>
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	<u>35円62銭</u>
300キロワット時を超える1キロワット時につき	<u>39円69銭</u>

従量区分 (契約電流60アンペア)	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>29円85銭</u>
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	<u>35円62銭</u>
300キロワット時を超える1キロワット時につき	<u>39円69銭</u>

従量区分 (契約容量による場合)	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>29円85銭</u>
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	<u>35円62銭</u>
300キロワット時を超える1キロワット時につき	<u>39円69銭</u>

第10条 (my動力プラン (東京))

(1) ~ (4) (略)

(5) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力	基本料金 (税込)
1キロワットにつき	<u>1,083円83銭</u>

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、その1か月の料金算定期間終了日が夏季に属する場合には夏季料金を、それ以外の場合にはその他季料金を用いて算定いたします。

第10条 (my動力プラン (東京))

(1) ~ (4) (略)

(5) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力	基本料金 (税込)
1キロワットにつき	<u>1,061円46銭</u>

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、その1か月の料金算定期間終了日が夏季に属する場合には夏季料金を、それ以外の場合にはその他季料金を用いて算定いたします。

現 約 款			新 約 款		
-------	--	--	-------	--	--

(6)	(略)	使用電力量	電力量料金単価 (税込)	
		1キロワット時につき	夏季料金	その他季料金
			<u>17円28銭</u>	<u>15円71銭</u>

(6)	(略)	使用電力量	電力量料金単価 (税込)	
		1キロワット時につき	夏季料金	その他季料金
			<u>27円49銭</u>	<u>25円92銭</u>

附 則

附 則

第3条 (2023年4月30日までの特別措置)

2023年4月30日までの間、次のとおりといたします。

(1) 本約款において、「my標準プラン (東京)」及び「my標準プランー従量電灯A (東京) 又はmy標準プラン (東京)」とあるのは、それぞれ「my標準プランー従量電灯B (東京) 及び従量電灯C (東京)」及び「my標準プランー従量電灯」と読み替えるものとします。

(2) 第10条 (5) 柱書は、次のとおりといたします。

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条 (1) によって算定された燃料費調整額及び附則第1条 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (1) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、次の④によって力率割引又は割増しをする場合は、力率割引又は割増しをしたものといたします。

(3) 第10条 (5) に、次の④を加えるものといたします。

④力率割引及び割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5 (加重平均力率の算定) により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合 (上記 (4) ②により契約電力を定める場合を含みます。) は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表6 (進相用コンデンサ取付容量基準) の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。なお、まったく電気を使用しないその1か月の力率は、85パーセントとみなします。また、当社が送配電会社から力率を算定するために必要な計量値を受領できない場合のその1か月の力率は、90パーセントとみなします。

(4) 第13条 (5) は、次のとおりといたします。

(5) 日割計算

当社は、上記 (4) に定める事由が発生した場合は、次のとおり電気料金を算定いたします。

① 基本料金は、以下の算式により算定いたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則としてお客様の検針期間又は計量期間の始期が属する月の日数といたします。

$$\text{基本料金} = 1\text{か月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数})$$

なお、上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の需給開始日、電気の供給の再点日、電気の供給の停止日及び本契約の終了日を含みます。

② 電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量 (ただし、需給契約を終了する場合、送配電会社から通知される接続供給電力量 (送配電会社が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいい、以下同じ。)) により算定するものとし、my標準プ

第3条 削除

現 約 款

ランー従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の第1段階料金適用電力量又は第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

第1段階料金適用電力量=120キロワット時×日割計算対象日数÷
暦日数

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量=300キロワット時×日割計算対象日数÷
暦日数

— 第1段階料金適用電力量

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(5) 第14条(3)③なお書きは適用いたしません。

(6) 附則第2条(明細書等の発行手数料)は、次のとおりといたします。

第2条(明細書等の発行手数料)

当社は、次の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客様にお支払いいただきます。

発行手数料各1通につき 〔税込〕	明 細 書	110円
	領 収 書	165円
	支 払 証 明 書	770円

別表1

燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係 数	α	0.1970
	β	0.4435
	γ	0.2512
燃料価格	X	44,200円
基準単価 (1キロワット時につき)	低圧	23銭2厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

新 約 款

別表1

燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係 数	α	0.0048
	β	0.3827
	γ	0.6584
燃料価格	X	86,100円
基準単価 (1キロワット時につき)	低圧	18銭3厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

たっぷりプラン選択約款【myでんき版】（東京電力エリア）
【新旧対照表】

現 約 款	新 約 款																																				
<p>たっぷりプラン選択約款【myでんき版】（東京電力エリア）</p> <p>第1条（適用） (1) このたっぷりプラン選択約款【myでんき版】（東京電力エリア）（以下、「本約款」といいます。）は、お客様が当社の電気需給約款【myでんき版】（東京電力エリア）（以下、「需給約款」といいます。）第1条（適用）に該当し、かつ、本約款第3条（myたっぷりプラン（東京））の適用条件を満たすお客様で、当社との協議が整ったお客様に適用いたします。なお、需給約款において定義される用語は、本約款においても同一の意味を有するものといたします。 (2) 本約款は、<u>2023年4月1日</u>より実施いたします。 (3) （略）</p> <p>第3条（myたっぷりプラン（東京）） (1)～(5) （略） (6) 電気料金 電気料金は、契約電流又は契約容量に応じて、基本料金、電力量料金、需給約款第11条（1）によって算定された燃料費調整額及び需給約款附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ① 基本料金 基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">契約電流又は契約容量</th> <th style="text-align: center;">基本料金（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">30アンペア</td> <td style="text-align: center;"><u>885円87銭</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40アンペア</td> <td style="text-align: center;"><u>1,181円16銭</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50アンペア</td> <td style="text-align: center;"><u>1,476円45銭</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60アンペア</td> <td style="text-align: center;"><u>1,771円74銭</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1キロボルトアンペアにつき</td> <td style="text-align: center;"><u>295円29銭</u></td> </tr> </tbody> </table> ② 電力量料金 電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">従量区分</th> <th style="text-align: center;">電力量料金単価（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;"><u>19円97銭</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">120キロワット時を超え300キロワット時までの 1キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;"><u>26円57銭</u></td> </tr> </tbody> </table>	契約電流又は契約容量	基本料金（税込）	30アンペア	<u>885円87銭</u>	40アンペア	<u>1,181円16銭</u>	50アンペア	<u>1,476円45銭</u>	60アンペア	<u>1,771円74銭</u>	1キロボルトアンペアにつき	<u>295円29銭</u>	従量区分	電力量料金単価（税込）	最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	<u>19円97銭</u>	120キロワット時を超え300キロワット時までの 1キロワット時につき	<u>26円57銭</u>	<p>たっぷりプラン選択約款【myでんき版】（東京電力エリア）</p> <p>第1条（適用） (1) このたっぷりプラン選択約款【myでんき版】（東京電力エリア）（以下、「本約款」といいます。）は、お客様が当社の電気需給約款【myでんき版】（東京電力エリア）（以下、「需給約款」といいます。）第1条（適用）に該当し、かつ、本約款第3条（myたっぷりプラン（東京））の適用条件を満たすお客様で、当社との協議が整ったお客様に適用いたします。なお、需給約款において定義される用語は、本約款においても同一の意味を有するものといたします。 (2) 本約款は、<u>2023年10月1日</u>より実施いたします。 (3) （略）</p> <p>第3条（myたっぷりプラン（東京）） (1)～(5) （略） (6) 電気料金 電気料金は、契約電流又は契約容量に応じて、基本料金、電力量料金、需給約款第11条（1）によって算定された燃料費調整額及び需給約款附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ① 基本料金 基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">契約電流又は契約容量</th> <th style="text-align: center;">基本料金（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">30アンペア</td> <td style="text-align: center;"><u>885円72銭</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40アンペア</td> <td style="text-align: center;"><u>1,180円96銭</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50アンペア</td> <td style="text-align: center;"><u>1,476円20銭</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60アンペア</td> <td style="text-align: center;"><u>1,771円44銭</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1キロボルトアンペアにつき</td> <td style="text-align: center;"><u>295円24銭</u></td> </tr> </tbody> </table> ② 電力量料金 電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">従量区分</th> <th style="text-align: center;">電力量料金単価（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;"><u>30円00銭</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">120キロワット時を超え300キロワット時までの 1キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;"><u>35円05銭</u></td> </tr> </tbody> </table>	契約電流又は契約容量	基本料金（税込）	30アンペア	<u>885円72銭</u>	40アンペア	<u>1,180円96銭</u>	50アンペア	<u>1,476円20銭</u>	60アンペア	<u>1,771円44銭</u>	1キロボルトアンペアにつき	<u>295円24銭</u>	従量区分	電力量料金単価（税込）	最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	<u>30円00銭</u>	120キロワット時を超え300キロワット時までの 1キロワット時につき	<u>35円05銭</u>
契約電流又は契約容量	基本料金（税込）																																				
30アンペア	<u>885円87銭</u>																																				
40アンペア	<u>1,181円16銭</u>																																				
50アンペア	<u>1,476円45銭</u>																																				
60アンペア	<u>1,771円74銭</u>																																				
1キロボルトアンペアにつき	<u>295円29銭</u>																																				
従量区分	電力量料金単価（税込）																																				
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	<u>19円97銭</u>																																				
120キロワット時を超え300キロワット時までの 1キロワット時につき	<u>26円57銭</u>																																				
契約電流又は契約容量	基本料金（税込）																																				
30アンペア	<u>885円72銭</u>																																				
40アンペア	<u>1,180円96銭</u>																																				
50アンペア	<u>1,476円20銭</u>																																				
60アンペア	<u>1,771円44銭</u>																																				
1キロボルトアンペアにつき	<u>295円24銭</u>																																				
従量区分	電力量料金単価（税込）																																				
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	<u>30円00銭</u>																																				
120キロワット時を超え300キロワット時までの 1キロワット時につき	<u>35円05銭</u>																																				

現 約 款		新 約 款	
300キロワット時を超え600キロワット時までの 1キロワット時につき	<u>25円17銭</u>	300キロワット時を超え600キロワット時までの 1キロワット時につき	<u>37円10銭</u>
600キロワット時を超える1キロワット時につき	<u>26円24銭</u>	600キロワット時を超える1キロワット時につき	<u>37円10銭</u>
附 則		附 則	
<p><u>第1条 (2023年4月30日までの特別措置)</u> <u>2023年4月30日までの間、本約款において「myたっぷりプラン (東京)」とあるのは、「my たっぷりプランー従量電灯B (東京) 及びmyたっぷりプランー従量電灯C (東京)」と読み替えるも のとします。</u></p>		<p><u>第1条 削除</u></p>	

まとめてプラン選択約款【myでんき版】（東京電力エリア）
【新旧対照表】

現 約 款	新 約 款																																														
<p>まとめてプラン選択約款【myでんき版】（東京電力エリア）</p> <p>第1条（適用） (1) (略) (2) 本約款は、2023年4月1日より実施いたします。 (3) (略)</p> <p>第3条（myまとめてプラン（東京）） (1)～(5) (略) (6) 電気料金 電気料金は、契約電流又は契約容量に応じて、基本料金、電力量料金、需給約款第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び需給約款附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>① 基本料金 基本料金は、1か月につき次のとおり（消費税等相当額を含む。）といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">契約電流又は契約容量</th> <th style="text-align: center;">基本料金（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">30アンペア</td> <td style="text-align: center;">885円87銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40アンペア</td> <td style="text-align: center;">1,181円16銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50アンペア</td> <td style="text-align: center;">1,476円45銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60アンペア</td> <td style="text-align: center;">1,771円74銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1キロボルトアンペアにつき</td> <td style="text-align: center;">295円29銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 電力量料金 電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次のプラン毎の電力量料金単価（消費税等相当額を含みます。）を乗じて算定いたします。</p> <p>【myまとめて300】</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">電力量料金単価（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">最初の300キロワット時まで（定額料金）</td> <td style="text-align: center;">6,517円00銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">300キロワット時を超える 1キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">29円75銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>【myまとめて400】</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">電力量料金単価（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">最初の400キロワット時まで（定額料金）</td> <td style="text-align: center;">9,074円34銭</td> </tr> </tbody> </table>	契約電流又は契約容量	基本料金（税込）	30アンペア	885円87銭	40アンペア	1,181円16銭	50アンペア	1,476円45銭	60アンペア	1,771円74銭	1キロボルトアンペアにつき	295円29銭	区分	電力量料金単価（税込）	最初の300キロワット時まで（定額料金）	6,517円00銭	300キロワット時を超える 1キロワット時につき	29円75銭	区分	電力量料金単価（税込）	最初の400キロワット時まで（定額料金）	9,074円34銭	<p>まとめてプラン選択約款【myでんき版】（東京電力エリア）</p> <p>第1条（適用） (1) (略) (2) 本約款は、2023年10月1日より実施いたします。 (3) (略)</p> <p>第3条（myまとめてプラン（東京）） (1)～(5) (略) (6) 電気料金 電気料金は、契約電流又は契約容量に応じて、基本料金、電力量料金、需給約款第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び需給約款附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>① 基本料金 基本料金は、1か月につき次のとおり（消費税等相当額を含む。）といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">契約電流又は契約容量</th> <th style="text-align: center;">基本料金（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">30アンペア</td> <td style="text-align: center;">885円72銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40アンペア</td> <td style="text-align: center;">1,180円96銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50アンペア</td> <td style="text-align: center;">1,476円20銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60アンペア</td> <td style="text-align: center;">1,771円44銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1キロボルトアンペアにつき</td> <td style="text-align: center;">295円24銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 電力量料金 電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次のプラン毎の電力量料金単価（消費税等相当額を含みます。）を乗じて算定いたします。</p> <p>【myまとめて300】</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">電力量料金単価（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">最初の300キロワット時まで（定額料金）</td> <td style="text-align: center;">9,849円00銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">300キロワット時を超える 1キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">37円69銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>【myまとめて400】</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">電力量料金単価（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">最初の400キロワット時まで（定額料金）</td> <td style="text-align: center;">13,232円54銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">400キロワット時を超える 1キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">40円68銭</td> </tr> </tbody> </table>	契約電流又は契約容量	基本料金（税込）	30アンペア	885円72銭	40アンペア	1,180円96銭	50アンペア	1,476円20銭	60アンペア	1,771円44銭	1キロボルトアンペアにつき	295円24銭	区分	電力量料金単価（税込）	最初の300キロワット時まで（定額料金）	9,849円00銭	300キロワット時を超える 1キロワット時につき	37円69銭	区分	電力量料金単価（税込）	最初の400キロワット時まで（定額料金）	13,232円54銭	400キロワット時を超える 1キロワット時につき	40円68銭
契約電流又は契約容量	基本料金（税込）																																														
30アンペア	885円87銭																																														
40アンペア	1,181円16銭																																														
50アンペア	1,476円45銭																																														
60アンペア	1,771円74銭																																														
1キロボルトアンペアにつき	295円29銭																																														
区分	電力量料金単価（税込）																																														
最初の300キロワット時まで（定額料金）	6,517円00銭																																														
300キロワット時を超える 1キロワット時につき	29円75銭																																														
区分	電力量料金単価（税込）																																														
最初の400キロワット時まで（定額料金）	9,074円34銭																																														
契約電流又は契約容量	基本料金（税込）																																														
30アンペア	885円72銭																																														
40アンペア	1,180円96銭																																														
50アンペア	1,476円20銭																																														
60アンペア	1,771円44銭																																														
1キロボルトアンペアにつき	295円24銭																																														
区分	電力量料金単価（税込）																																														
最初の300キロワット時まで（定額料金）	9,849円00銭																																														
300キロワット時を超える 1キロワット時につき	37円69銭																																														
区分	電力量料金単価（税込）																																														
最初の400キロワット時まで（定額料金）	13,232円54銭																																														
400キロワット時を超える 1キロワット時につき	40円68銭																																														

現 約 款		新 約 款	
400キロワット時を超える 1キロワット時につき	<u>29円45銭</u>	【myまとめて500】	
【myまとめて500】		区分	電力量料金単価 (税込)
最初の500キロワット時まで (定額料金)	<u>11,631円66銭</u>	最初の500キロワット時まで (定額料金)	<u>16,868円86銭</u>
500キロワット時を超える 1キロワット時につき	<u>29円14銭</u>	500キロワット時を超える 1キロワット時につき	<u>40円68銭</u>
<u>附 則</u>		<u>附 則</u>	
<p><u>第1条 (2023年4月30日までの特別措置)</u></p> <p><u>2023年4月30日までの間、本約款において「myまとめてプラン (東京)」とあるのは、「myまとめてプランー従量電灯B (東京) 及びmyまとめてプランー従量電灯C (東京)」と読み替えるものとします。</u></p>		<p>第1条 削除</p>	

以 上